

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市

公表日

令和3年7月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅、改良住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 家賃の決定 (2) 家賃、敷金、割増賃料又は金銭の徴収 (3) 家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理、審査及び決定 (4) 入居申込みの受理、審査及び承認 (5) 同居承認又は入居承認申請の受理、審査及び決定 (6) 高額所得者等への明渡し請求 (7) 明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査 (8) 住宅のあっせん等</p> <p>特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 住宅の入居申込みの受理、審査及び承認 (2) 住宅の明渡し</p> <p>・情報連携の流れについて 市営住宅管理システムから個人番号を抽出し、総合宛名システムを介して宛名番号を取得する。 取得した宛名番号で小規模バッチシステムを介して、住民記録システム、税情報システムの情報を取得し、市営住宅管理システムへ反映する。 取得した宛名番号で連携基盤システム(庁内連携システム)を介して、障害福祉システム、生活保護システムの情報を取得し、市営住宅管理システムへ反映する。</p> <p>・その他のシステム利用 入居申請や収入申告等において、住民基本台帳ネットワークシステムを活用する。</p>
③システムの名称	(1)市営住宅管理システム (2)総合宛名システム (3)番号連携サーバー (4)住民基本台帳ネットワークシステム (5)中間サーバー (6)連携基盤システム(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第19項、第35項及び第61の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条及び第46条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>【情報提供】 なし</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第31項、第54項及び第85の2項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市役所 建設局 建築部 住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

各区役所 暮らし応援室
住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

さいたま市 建設局 建築部 住宅政策課
住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
電話番号: 048-829-1521

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	評価書名	市営住宅・改良住宅入居管理に関する事務	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務	事後	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	さいたま市は、市営住宅・改良住宅入居管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	さいたま市は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	特記事項	市営住宅・改良住宅に関する事務では、事務の一部を外部者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全に期している。	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)に関する事務では、事務の一部を外部者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全に期している。	事後	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	I-1-1-① 事務の名称	市営住宅・改良住宅入居管理に関する事務	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務	事後	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	I-1-1-② 事務の概要	市営住宅・改良住宅入居管理に関する事務内容は以下のとおりです。 (1) 住宅の入居者の決定 (2) 住宅使用料の決定及び変更 (3) 住宅使用料の徴収、減免、執行猶予及び滞納整理 (4) 入居後の収入報告書の提出、各種所得情報の照会 (5) 収入超過者及び高額所得者の認定 (6) 出産、死亡等による世帯情報の変更を確認 ・情報連携の流れについて 市営住宅管理システムから個人番号を抽出し、総合宛名システムを介して宛名番号を取得する。 取得した宛名番号で小規模パッチシステムを介して、住民記録システム、税情報システム、障害福祉システム、生活保護システムの情報を取得し、住宅管理システムへ反映する。 ・その他のシステム利用 入居申請や収入申告等において、住民基本台帳ネットワークシステムを活用する。	公営住宅、改良住宅の管理に関する事務内容は以下のとおりです。 (1) 家賃の決定 (2) 家賃若、敷金、割増賃料又は金銭の徴収 (3) 家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の受理、審査及び決定 (4) 入居申込みの受理、審査及び承認 (5) 同居承認又は入居承認申請の受理、審査及び決定 (6) 高額所得者等への明渡し請求 (7) 明渡し期限延長の申出に係る事実についての審査 (8) 住宅のあっせん等 特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務内容は以下のとおりです。 (1) 住宅の入居申込みの受理、審査及び承認 (2) 住宅の明渡し ・情報連携の流れについて 市営住宅管理システムから個人番号を抽出し、総合宛名システムを介して宛名番号を取得する。 取得した宛名番号で小規模パッチシステムを介して、住民記録システム、税情報システムの情報を取得し、市営住宅管理システムへ反映する。 取得した宛名番号で連携基盤システム(庁内連携システム)を介して、障害福祉システム、生活保護システムの情報を取得し、市営住宅管理システムへ反映する。 ・その他のシステム利用 入居申請や収入申告等において、住民基本台帳ネットワークシステムを活用する。	事後	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第19項及び35項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条	番号法第9条第1項 別表第一 第19項、第35項及び第61の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条及び第46条の3	事後	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	I-4-2 法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第31項及び第54項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条及び第28条	【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第31項、第54項及び第35の2項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4	事後	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない
平成29年4月7日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない
平成31年1月7日	所属長の役職名	住宅政策課長 榎本 靖之	住宅政策課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため重要な事項に該当しない。
平成31年1月7日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため重要な事項に該当しない。
平成31年1月7日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない
平成31年1月7日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない
平成31年4月26日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない
平成31年4月26日	Ⅱ-3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施機関における重大事故から1年を経過したことによる修正
令和2年5月1日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	計数の変更によるもので重要な事項に該当しない
令和2年5月1日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	計数の変更によるもので重要な事項に該当しない
令和3年7月21日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない
令和3年7月21日	Ⅱ-2対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数の見直しによるもので重要な事項に該当しない
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。） 【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第31項、第54項及び第85の2項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。） 【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第31項、第54項及び第85の2項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条、第28条及び第43条の4 	事前	法令改正等によるもので重要な事項に該当しない